ロ　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額
ハ　繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が前項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。）の額
ニ　内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第百二十八条に規定する期待損失額をいう。以下この章及び次章において同じ。）の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額
ホ　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
ヘ　負債の時価評価（銀行持株会社又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額
ト　前払年金費用の額
二　自己保有普通株式の額
三　意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額
四　少数出資金融機関等の普通株式の額
五　特定項目に係る十パーセント基準超過額
六　特定項目に係る十五パーセント基準超過額
七　その他Ｔｉｅｒ1資本不足額

3　第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。
一　残余財産の分配について、最も劣後するものであること。
二　残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受けるものであること。
三　償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。
四　発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
五　剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
六　剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
七　剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
八　他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。
九　発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下同じ。）に関し当該発行者が債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。以下同じ。）にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
十　払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること。
十一　発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
十二　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
十三　株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。
十四　発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4　第二項第一号イ又はトに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

（その他Ｔｉｅｒ1資本の額）

第六条　第二条第二号の算式において、その他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
一　その他Ｔｉｅｒ1資本調達手段に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）
二　その他Ｔｉｅｒ1資本調達手段に係る負債の額
三　その他Ｔｉｅｒ1資本調達手段に係る新株予約権の額
四　特別目的会社等の発行するその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段の額
五　その他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整後少数株主持分等の額

2　第二条第二号の算式において、その他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
一　自己保有その他Ｔｉｅｒ1資本調達手段の額
二　意図的に保有している他の金融機関等のその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段の額
三　少数出資金融機関等のその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段の額
四　その他金融機関等のその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段の額
五　Ｔｉｅｒ2資本不足額

3　第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段の額は、特別目的会社等（専ら銀行持株会社の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等をいう。以下同じ。）の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものの額とする。
一　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段に該当するものであること。
二　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）である銀行持株会社が即時かつ無制限に利用可能であること。
三　前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段に該当するものであること。
四　当該特別目的会社等の親法人等である銀行持株会社がその総株主等の議決権の全てを保有すること。

4　第一項及び前項の「その他Ｔｉｅｒ1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。
一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
二　残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。
三　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
四　償還期限が定められておらず、あらかじめ定めた期間が経過した後に上乗せされる一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。